

柏原市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（案）検討内容

項目	分類	内容	市条例(案)	市条例（案）への考え方
地域包括支援センターの人員に関する基準	従うべき基準	<p>国の基準に従い、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行う。</p> <p>ひとつの地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3千人以上6千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。</p> <p>（1）保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>（2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>（3）主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>	省令どおり	本市の実情において、国の基準と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として国の基準のとおりとすることを考えています。
基本方針	参照すべき基準	各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。	省令どおり	
公平中立性の確保	参照すべき基準	地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。	省令どおり	